7. 登録政治資金監査人制度の普及及び参画に努める。

五　広報委員会

1. 本連盟の目的達成のため機関紙「東京税政連」を発行し、情報の提供を行う。
2. 各単位税政連並びに国会議員等後援会の活動状況を紹介する。
3. 納税者、議員、中小企業団体等に対して本連盟事業活動を積極的にPRする。
4. 全国の各税政連と交流し、情報の交換を図る。
5. 報道機関等に対して本連盟の政策並びに諸活動を積極的にPRする。
6. 「東京税政連ホームページ」の適正な運営を図るとともに、関連各委員会と連携し、適時、迅速な情報のメール配信を行う。

六　後援会対策委員会

国会議員等後援会の設立及び既存の後援会の組織の強化と活動の活性化を支援する。

七　推薦審査会

各選挙ごとに候補者の推薦につき審査決定する。

運動経過を報告する徳田幹事長

第46回定期大会質疑応答

文責・広報委員会

第1号、第2号議案

木下会員（日本橋）昨年の定期大会で質問したことが、議案書に掲載されており、感謝いたします。後援会ごとに、どのような活動をしたかを掲載して欲しいということを質問しました。今後も継続していただきたいと思います。これにより各後援会の活動を目の当たりにし、「うちの後援会はあまり活動をやってないのではないか」などの意識づけになり、活動の活性化につながると思いますので、引き続きよろしくお願いします。

第3号、4号、5号議案

木下会員（日本橋）2点質問があります。①中小企業対策ですが、消費税率が上がり、今後、納税環境に関して、かなり中小企業は厳しくなってくると思います。そのことについて何か対策を考えているのかということ、②後援会活動について、私は中川雅治議員の後援会の発足に参加し、会員となったと思うが、それ以来いっさい何の連絡もないのでどうなっているかということ。それと要望ですが、会報をA4版にしていただきたいと思います。

宮本政策委員長　消費税増税によって中小企業はますます経営が大変になり、それに対してどのような対策をとっていくのかという趣旨のご質問です。

8月21日、本日の研修会講師の藤井議員のところへ行ってまいりました。その時、まさに同じ質問をいたしました。中小企業の切迫した経営状況を申し上げ、適正な価格転嫁ができるかどうかということをお話しました。これに対し藤井議員は、一生懸命取組んでいく旨を明言されておりました。先ほどの研修会で藤井議員は、この増税というのは悪税だと自らおっしゃっていましたが、本当にこれから厳しい状況になるかと思いますので、私たちも一生懸命、その対策というものについて検討して、運動していきたいと思っております。

宮本政策委員長

木下会員中小企業の援助というのは、価格転嫁だけではなく、やはり納税が厳しくなるということがあると思います。ですから私は延納を認めてもらうようなことができないか。それから一番懸念しているのは、倒産した場合、税額控除が確定するまで還付要因にならない。そうすると倒産しました。お金が入ってきません。決着するまで2年、3年経つと、その間の延滞税だけでもかなりの金額になってしまう。ですから即時還付ということでないにしても、確定するまで納税猶予というような措置を考えていただきたいと思っております。

鳩岡後援会対策委員長　中川雅治先生の後援会は勉強会を参議院会館で一度実施しております。

本連盟では、この度、日税政の「税理士による国会議員等後援会の支援に関する規程（準則）」に従いまして新しく「税理士による国会議員等後援会に関する規程」と「国会議員後援会の運営要領」を作成いたしました。今後、後援会活動については、役員名簿や総会議案等を提出していただく。それを決めさせていただきました。今後は今まで以上に、後援会と連絡を密にして対応させていただきたいと思います。

中川広報委員長　私の知る限り、タブロイド版で税政連の会報を発行しているのは東税政だけだと思います。地方はA4版が多いと思います。現在の機関紙発行に係る諸費用をみると、印刷費と発送費の割合ですが、印刷費はそう高くないが、発送費が結構高い。2年前から発行回数を年3回から4回にしたが、現在の発行発送費用とA4判にした場合の諸費用を見積り、検討していきたいと思います。確かに利点は保存性です。タブロイド版ですので長く置いておくと色が褪せてしまうという、また保存もちょっとしにくい。ただタブロイド版は、安くてA4版に比べれば多くの情報量を掲載することができるという利点もあります。その点を勘案して検討させていただきます。

鳩岡後援会対策委員長

中川広報委員長

議事を進める議長団

本日は、東京税理士政治連盟第46回の定期大会が盛大に開催され、誠におめでとうございます。

さて東税政においては、毎年、東京会が機関決定している「税制改正に対する意見書」を政治の場で実現に向けて活発な活動していただいており心から感謝申し上げます。

さて、税理士法改正の意見が9月末の日税連理事会で決定いたします。特に税理士の資格取得問題については、今までのスタンス以上に踏み込み「ブレない姿勢」でまいります。このスタンスの根本的なところは、税理士試験は税務に関する専門家になるための試験であるから、「公認会計士は税法を、弁護士は会計学を受験すべきだ」ということです。それが「国家・国民の利益」に適うことになるのです。

～税理士法改正運動ブレない姿勢で～

東京税理士会会長　神津　信一

混迷深めている我が国の政治・経済情勢。やはり「税」が大きなテーマです。この「税」の専門家たる税理士の制度を今後、真の独立した制度として発展させていくことは大事なことであります。

先日、国税通則法の改正について国税庁より通達が発遣されました。併せて納税手続の実施に当たっての「基本的な考え方」と「税務調査手続のFAQ」が発表されました。

今回、日税連の意見、東京会の意見が通達に採り入れられました。心配していた調査が強権的になるのではということについては、納税者の理解と協力を得て調査手続は実行するという趣旨が随所に記載されました。東京会は今回の改正についての研修に力を入れて参ります。

最後に、東京税理士政治連盟が益々発展され、私ども税理士制度が充実した制度となるよう政治的な活動を続けていただくことをお願い申し上げます。

日本税理士共済会は税理士業界で働く皆様のリスクをサポートします

税理士と事務所職員のための生命保障
税理士団体保障

個人で入れる団体保険　●税理士、補助税理士、事務所職員の方が個人単位で入れます
災害割増特約付　●災害による死亡の場合5割増の保障　●配分金（配当金）平成23年実績35%
手続きは簡単　●簡単な健康告知だけ。医師診察は不要　●1年更新なので毎年見直し可能
次回加入申込締切　12月10日（平成25年2月5日開始）

病気・ケガによる就業不能時の補償
所得補償

幅広い補償　●保険金月額10万円～200万円の8種類　●事務所職員・家事従事の配偶者も入れます
団体割引適用　●所得の補償のみに特化した割安な保険料　●介護医療保険料控除が適用
手続きは簡単　●簡単な健康告知だけ。医師診察不要　●1年更新なので所得にあわせて毎年見直し可能
次回中途申込締切　12月10日（平成25年2月5日開始）

詳細のお問合せお申込みは
日本税理士共済会
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F
TEL 03-5740-0321
FAX 03-5740-0323
e-mail : jim@zeirishikyosai.com
一に健康二に共済
ホームページに日税連池田会長と井山理事長の対談を掲載中
http://www.zeirishikyosai.com
税理士共済会　検索